

一般社団法人なにわフードバンクしっかり食べや

理事会運営規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人なにわフードバンクしっかり食べや（以下「この法人」という。）の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 理事長、副理事長の設置

(理事長の設置)

第2条 この法人は理事長をもって代表理事とする。

(副理事長の設置)

第3条 理事会に副理事長をおくことができる。

- (1) 理事長がその業務を補佐させるため必要と認めたとき
- (2) 理事長は理事の中から3名以内を副理事長に指名する。
- (3) 理事長は前号の指名につき理事会の承認を受けるものとする。

第3章 理事会の招集

(開 催)

第4条 通常理事会は、毎年定期に、年3回開催する。

2 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第100条に規定する場合において必要があると認めて、理事長に招集の請求があつたとき。
- (5) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を

理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集者)

第5条 理事会は理事長が招集する。ただし、一般法人法及びこの法人の定款に別段の定めがある場合はその定めるところにより、また理事長が欠けたときは各理事がこれを招集することができる。

2 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第6条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項(議題)を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

2 前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の規定に係らず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第4章 理事会の議事

(理事会の議長)

第7条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事長が欠席したとき又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第8条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第9条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(理事等の報告又は説明)

第10条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事長及び監事又は議題又は当該議題にかかる議案の提案者に対しその議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事長及び監事又は議題・議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

2 一般法人法第93条第2項の規定により理事から招集の請求があった場合は、議

長はその理事に議題の説明を求めなければならない、また必要があるときは理事長又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議事進行動議)

第 1 1 条 理事は、理事会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第 1 項の動議が、理事会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかとなるときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第 1 2 条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

- 2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その理事会の議長を出席理事の中から選出する。
- 3 理事会の議長が、その理事会において出席理事の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採 決)

第 1 3 条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

- 2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 3 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 4 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 5 議長は採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(議事録)

第 1 4 条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

(議事録の配布)

第15条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第5章 理事会の権限

(決議事項)

第16条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ この法人の業務執行の決定
- ロ 理事長の選定・解職
- ハ 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受
- ホ 多額の借入
- ヘ 重要な使用人の選任・解任
- ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- チ 内部管理体制の整備
- リ 定款第28条に規定する理事の取引の承認
- ヌ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- ル 事業報告及び計算書類等の承認
- ヲ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- イ 下記の規則の制定、変更及び廃止
 - ① 入会、退会及び会費納入取扱細則
 - ② 理事会運営規則
 - ③ 情報公開規則
 - ④ 個人情報管理規則
 - ⑤ その他必要な事項に係る規則
- ロ 理事長の選定・解職
- ハ 委員会の設置・運営に必要な事項の決定
- ニ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- ロ 重要な事業その他にかかる争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第17条 理事が定款第28条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(報告事項)

第18条 理事長は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事が第15条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第19条 理事会の事務局は、事務局長がこれを行う。

第7章 雑 則

(改 廃)

第20条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、令和7年4月23日から施行する。

別表

議事録記載事項

I 通常の理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
- 2 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
 - イ 第2条第2項第2号の定めにより理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 第2条第2項第3号の定めにより理事が招集したもの
 - ハ 第2条第2項第4号の定めにより監事の請求を受けて招集されたもの
 - ニ 第2条第2項第5号の定めにより監事が招集したもの
- 2 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- 4 次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 定款第28条第2項の規定による理事の報告
 - ロ 定款第24条第1項の規定による監事の報告
- 5 定款第37条により議事録署名人とされた理事長以外の監事で、理事会に出席したものの氏名
- 6 議長の氏名

II 定款第35条のみなし理事会

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 上記1の事項を提案した理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

III 定款第36条の報告省略

- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名